

2015年7月28日

## 「飯舘村最高齢者102歳の自死」訴訟の概要について

(連絡先) 〒112-0012 東京都文京区大塚5-6-15 リビル401  
保田法律事務所  
TEL 03-5978-3704 FAX03-5978-3706  
弁護士 保田 行雄  
弁護士 石丸 文佳  
弁護士 大森 創

### 第1 当事者

被相続人 大久保 文雄（死亡時102歳）、死亡時：飯舘村草野地区居住  
明治41年12月20日生、平成23年4月12日死亡

原告 亡大久保文雄の相続人・大久保一男（二男）の相続人ら3名  
大久保美江子（妻・62歳）、佐藤幸代（長女・40歳）、  
大久保佳則（二男・32歳）

被告 東京電力株式会社

### 第2 請求の内容について

#### 1 事案の概要

本件訴訟は、福島県相馬郡飯舘村で生まれ育ち、余生を送っていた大久保文雄氏（当時102歳、飯舘村最高齢者）が、福島第一原子力発電所の事故により、住み慣れた飯舘村が放射能に汚染され村のコミュニティが破壊されていく惨状に心を痛めていたところ、平成23年4月11日に国により飯舘村が計画的避難区域に設定され全村避難が決定したという報道がなされた。同日昼のテレビ報道で全村避難を知った文雄氏は、家族に「少し長生きしすぎたな。」と漏らした。その日の深夜に文雄氏は、住み慣れた飯舘村から離れることに強い拒否感情を持ち、また飯舘村を離れた避難生活を想像することができず、避難することにより家族に迷惑をかけることなどの苦痛から、自ら命を絶った（死亡推定時刻4月12日深夜0時ころ）。薬を入れているビニール袋を何枚も二重によって紐を作り、亡妻が嫁入り道具に持参した箆笥の取手に紐をつるし、首を吊って自死したものである。この文雄氏の無念の死に対し、遺族が原子力事業者である東京電力の責任を問うための訴訟である。

## 2 根拠法律

民法709条, 原子力損害の賠償に関する法律第3条1項本文に基づく損害賠償請求

## 3 請求金額

① 文雄の死亡慰謝料	4000万円
② 原告ら固有の慰謝料	1500万円 (各500万円×3人)
③ 弁護士費用	550万円
<u>総 額</u>	<u>6050万円</u>

## 4 予想される争点

福島第一原子力発電所の事故と自殺との間の相当因果関係の有無, 並びに, 因果関係が認められた場合の減額事由の有無, 損害額などが争点になる。

まず, 相当因果関係については, 現在, 2件の先行する福島地裁における自死事件において, 原発事故と自殺の間の相当因果関係については肯定する裁判例が続いており, 本件においても計画的避難区域が設定されたと報道されたその夜の自殺であることからして, 相当因果関係は認められて然るべき事件である。

また, 減額事由について, 大久保文雄氏に精神的な疾患があったり既往症があったりしたわけではないし, 個体の脆弱性などを問題にされるところはないと考えており, それらを理由に賠償額が減額される理由もないと考えている。

以 上